

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正

○認証食品の認証

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○都市計画事業の認可(三件)

○土地改良区役員の退任の届出

○開発行為に関する工事の完了(三件)

公 告

○教育委員会
教育委員会

収用委員会

○鳴瀬川中流部改修工事美里町事件公示送達

告 示

○宮城県告示第五百六号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三日

第三十五号の次に次の二号を加える。

三十六 横浦地区 (女川町横浦字横浦の一部の地域)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一條第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一條第四項第二号	二階建	三階建
第十一條第四項第四号	十メートル	十三メートル
第十一條第四項第四号	千平方メートル	百六十五平方メートル
第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一條第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル
第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル

三十七 鮎川浜清崎山四、六―二地内(石巻市鮎川浜の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一條第六項本文に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一條第六項第二号において引用する同条第五項第二号の表中「第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上」の中欄	二十パーセント	二十五パーセント

○宮城県告示第五百七号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六條第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年六月三日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号	品 目	申請者の氏名 又は 名称	製造業者の名称 又は 屋 号	製造所等の所在地
百四十 五	あられ類	みやぎのあられ株式 会社 代表取締役 石田定 克	みやぎのあられ株式 会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地

二 認証年月日

平成二十六年五月十九日

○宮城県告示第五百八号

県宮飯島地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年六月三日から平成二十六年七月一日まで

三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年六月三日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十号 本町宮口下線

三 事業施行期間

平成二十六年六月三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県気仙沼市仲町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目及び潮見町地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・八号 弁天町魚市場線

三 事業施行期間

平成二十六年六月三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県気仙沼市弁天町一丁目及び弁天町二丁目地内
2 使用の部分
なし

○宮城県告示第五百十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成二十六年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十八号 浜港線

三 事業施行期間

平成二十六年六月三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県気仙沼市錦町一丁目、錦町二丁目、本浜町一丁目及び本浜町二丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、穴山土地改良区の役員の退任について、次のとおり届出があった。
平成二十六年六月三日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木

穀

退任した者

退任年月日

氏 名

住

所

役職名

公 告

平成二十六年五月十六日

星 順 一

登米市迫町新田字西坂戸百七十四番地

理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市矢本字鹿石前百十三番一、百十四、百七十四及び百七十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市矢本字鹿石前百九番四
医療法人医徳会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

巨理郡巨理町逢隈神宮寺字中道七番一、七番三及び十七番五並びに同字一郷百五十三番、百五十四番及び百五十七番二（第一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区苦竹二丁目七番五号
株式会社森のめぐみ工房

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二の規定により承認した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年六月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大和町小野字蛇石山二番、三番、五番二、六番九、六番十九、七番三及び七番六並びに同字蛇石一番、一番地先の水、二番、三番一、三番二

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成二十六年六月三日 宮城県教育委員会 委員長 庄 子 晃 子

一 日 時 平成二十六年六月十日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員の人事について

2 高等学校入学選抜審議会委員の人事について

3 宮城県図書館協議会委員の人事について

4 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

及び三番三並びに同字一ノ渡戸十四番二、二十番一、二十一番一、二十二番一、二十二番二、二十二番三、二十二番四、二十二番五、二十二番六、二十二番七、二十二番八、二十二番九、二十二番十、二十二番十一、二十二番十二、二十二番十三、二十二番十七、二十五番十及び二十六番
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
宮城県土地開発公社

収用委員会

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一）

○宮城県収用委員会告示第七号

鳴瀬川中流部改修工事美里町事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。
平成二十六年六月三日

宮城県収用委員会

一 通知すべき書類

平成二十六年五月二十六日付け 権利取得裁決書及び明渡裁決書

二 通知を受けるべき者

畑中ハルコ 住所不明 判明した最終の住所 樺太恵須取郡恵須取町大字大平字大平番外地

畑中 フジ 住所不明 判明した最終の住所 樺太恵須取郡恵須取町大字大平字大平番外地

畑中 恵子 住所不明 判明した最終の住所 樺太恵須取郡恵須取町大字大平字大平番外地

畑中 トメ 住所不明 判明した最終の住所 東京都杉並区上高井戸二丁目六番二三号 八幡ハ

畑中 妙子 住所不明 判明した最終の住所 東京都杉並区上高井戸二丁目六番二三号 八幡ハ

ウス

吉岡 裕 住所不明 判明した最終の住所 [AV. DONA RUYCE FERRAZ ALVIM, 631-V, MARY DIADENASP-BRASIL]